平成２２年（フ）第１２４５号
仙台市宮城野区福室６丁目19番12―303号
債務者　村上　裕一
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３９号
仙台市泉区加茂２丁目82番地の２　県営加茂住宅３棟１－４
債務者　屋代ひろみ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
岐阜県瑞穂市犀川４丁目40番地
債務者　加藤みさ子（旧姓長澤）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５２３号
岐阜県羽島郡岐南町野中８丁目88番地の１　301号室
債務者　河田　昌夫
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５３２号
岐阜県本巣郡北方町柱本南３丁目６、住民票上の住所岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目92番地
債務者　小野澤修二
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５３３号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目92番地
債務者　小野澤みえ子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５３４号
岐阜県羽島郡笠松町長池256番地の２　宮代ハイツ101
債務者　奥村奈津美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６６５号
兵庫県三田市相生町２番７号、従前の住所兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　６棟304号
債務者　藤原　孝雄
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６６号
兵庫県三田市相生町２番７号、従前の住所兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　６棟304号
債務者　藤原冨美江
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１８号
神戸市北区山田町下谷上字芝４番地アンソレイエＢ―105号、従前の住所神戸市北区中里町２丁目２番地の４　212号
債務者　山本　政義
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２２号
神戸市北区花山台11番26号
債務者　内田亜矢子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３２号
神戸市須磨区禅昌寺町１丁目16番31号太陽ハイツ203、従前の住所兵庫県三木市口吉川町吉祥寺132番地の８
債務者　津田　諭志
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８４号
神戸市長田区苅藻通５丁目３番７号
債務者　藤河　弘恵
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１４号
神戸市垂水区下畑町字雲星498番地の２マンション神明201号
債務者　上本　　博
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１５号
神戸市垂水区下畑町字雲星498番地の２マンション神明201号
債務者　松田　雅子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２４号
神戸市東灘区北青木４丁目25番17―502号
債務者　服部　文晃
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２７号
神戸市垂水区霞ヶ丘７丁目７番20―205号
債務者　平川　智美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部